

平成 30 年度

## 中核市市長会職員（職務経験者）採用試験案内

中核市市長会では、官公庁や民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を次のとおり行います。

### 【主な職務内容】

中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、より一層の地方分権の推進を図るために設置をした中核市市長会東京事務所内において、中核市市長会の運営に関わる内部事務、会議の運営、関係団体との調整等を行うものとします。

### 申込方法

#### 郵送（簡易書留）による申込み

※インターネット及び直接持参による受付は行いません。

### 申込受付期間

平成 30 年 2 月 13 日（火）～平成 30 年 2 月 28 日（水）（郵送必着）

## 1 受験資格

職 種	採用予定 人数	要 件 職務経験(平成 30 年 2 月 1 日現在)
一般事務職	1 人	学校教育法による大学、短期大学、高等学校を卒業した人で、官公庁または民間企業等における職務経験が5年以上ある人

※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

(注 1)「短期大学」には高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上であり、かつ、1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを含みます。

○ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方公共団体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

#### ◆職務経験の取扱いについて

- ① 受験資格に定める職務経験とは、雇用形態にかかわらず、一つの企業等に1週間当たり30時間以上勤務したものを指します。
- ② 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等としての職務経験が該当します。
- ③ 職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り算入できます。(同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方のみを算入できます。)

#### ◆職務経験の計算について

- 年数は、勤務を開始した日(起算日)から翌年の起算日に相当する日の前日(応当日前日)までを1年として計算します。  
(例1) H24.2.1～H26.1.31→→**2年**  
(例2) H22.9.7～H25.9.6→→**3年**
- 月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。  
(例1) H22.4.16～H28.3.15→→**5年11月**  
(例2) H24.5.19～H24.11.18→→**6月**  
※起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。  
(例) H23.7.31～H27.2.28→→**3年7月**
- 勤務を終了した月において、応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。  
(例1) H23.10.30～H26.5.23…2年6月+24日→→**2年6月**  
(例2) H22.8.2～H27.5.31…4年9月+30日→→**4年10月**

## 2 任用期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

※原則1年間の任用としますが、勤務状況等を勘案しながら毎年度任用の更新を決定します。

最長で5年間を限度とします。

## 3 勤務場所・勤務時間

【勤務場所】中核市市長会東京事務所(東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館7階)

【勤務時間】午前9時から午後5時45分まで(基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分)

## 4 試験内容・試験日・試験会場等

	試験種類	試験日・試験会場	合格発表
第1次試験	書類選考	受験申込時に選考	3月7日 (予定)
第2次試験	個別面接	【日時】平成30年3月11日(日) (集合時間等は、第1次試験合格者に通知します。) 【試験会場】都市センターホテル(東京都千代田区平河町2-4-1)	3月16日 (予定)

- (注1) 合格発表については、合否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。また、受験票については、第1次試験の合格者のみ同封します。
- (注2) 第2次試験当日は、受験票を必ず持参してください。受験票がないと受験できません。
- (注3) 第1次試験後の合格通知書で指定された第2次試験の日時は変更することができません。
- (注4) 第2次試験の当日、災害等により試験開始時間が変更又は試験が延期される場合は、申込書に記載の電話連絡先に電話でお知らせします。

## 5 受験手続きの流れ

申込受付期間  
平成30年2月13日(火)～平成30年2月28日(水)(郵送必着)

試験案内・試験申込書等の入手  
(次の方法で入手してください。)

ホームページから入手(申込受付期間中24時間入手可能)  
中核市市長会ホームページのトップページ(中核市市長会東京事務所職員募集)からダウンロードして **A4 サイズの用紙に印刷(片面)**してください。

■中核市市長会ホームページ <http://www.chuukakushi.gr.jp/>

提出書類の作成から郵送申込まで

- ①採用試験申込書、受験票、職務経歴書に必要事項を記入
- ②次のテーマについてレポートを作成(800字程度 様式自由)  
テーマ「あなたが仕事に取り組むうえで一番大切にしていること」
- ③受験票返信用封筒を用意(82円切手を貼り、宛先と郵便番号を明記した長3号:長さ23.5cm 幅12cm程度、折り曲げ可)
- ④①～③を封筒に封入し、表に「試験申込書類」と赤字で記入 (注)提出書類は一切お返ししません。
- ⑤簡易書留で郵送(その他の送付方法で受領までの確認がとれない場合は受付できないことがあります。)

【郵送先】〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館7階

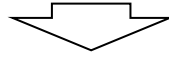
中核市市長会東京事務所

※採用試験申込書、受験票は、黒インク又は黒ボールペンで  
全て自筆すること(パソコン、ワープロ不可)

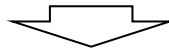
**注 意** 下記の場合は受付できません。

- ・提出書類に記入漏れ(メールアドレスや本人署名欄など)や提出書類が足りていない等の不備がある。
- ・受験資格に該当していない。
- ・申込期限を過ぎている。
- ・採用試験申込書、受験票を自筆で記入していない。
- ・受験票返信用封筒に 82 円切手を貼っていない。

※ 試験申込書等の提出書類に不備があるときは、受付できませんので返送します。返送後に再申込(再送)できるように早めに手続をしてください。3月1日以降到着したもの(再申込を含む。)は、受付できませんので注意してください。

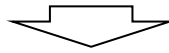


第1次試験 書類選考

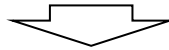


第1次試験 合格発表(3月7日予定)

合格発表については、合否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。

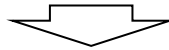


第2次試験 個別面接(3月11日)



第2次試験 合格発表(3月16日予定)

合格発表については、合否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。



採 用(平成30年4月1日付)

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、平成30年4月1日付で採用の予定です。
- (2) 最終合格者以外に、不合格者の成績上位者から繰上合格候補者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退等が生じた場合、成績上位者から最終合格者への繰上補充を行います。
- (3) 受験資格がないこと及び試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

## 7 給与

職 種	本俸(固定給)	その他手当
一般事務職	360,000 円	通勤手当、時間外勤務手当

## 8 勤務条件

- (1) 休暇について
  - ・土・日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となります。
  - ・初年度は10日間の年次有給休暇のほか、5日間の夏季休暇があります。
- (2) 社会保険、労働災害補償及び安全衛生について
  - ・社会保険等の加入については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の定めにより、また、業務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法の定めによります。
  - ・労働安全衛生法の規定により定期健康診断を受診していただきます。
- (3) 時間外勤務について
  - ・繁忙期においては、上司の命により時間外勤務があります。
  - ・時間外勤務を行った場合は、その実績に応じて時間外勤務手当が支給されます。
- (4) 試用期間
  - ・職員として新たに採用した日から3か月間を試用期間とします。
  - ・試用期間中に職員として不適格と認められた場合には解雇をすることがあります。

## 9 FAQ

質 問	回 答
職務経歴書の枠内に書ききれないときはどうしたらよいですか？	職務経歴書の記入欄の数が足りないときは、適宜複写し、合計何枚のうち何枚目かを記入して、クリップ留めしてから提出してください。 なお、職務経歴書は自筆によらずパソコン等での入力による提出も可とします。
契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	例えば6か月ごとの雇用契約であった場合、企業・団体等に継続していた期間を経験年数として通算できます。
同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合（契約社員から正社員など）の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	週30時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
出向により、別の会社に勤務した期間は通算できますか？	元の会社に在籍したままの出向であった場合は、元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合は通算できません。
会社名が変更（合併等も含む）になったが、継続して通算できますか？	会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していれば通算できます。
身体に障がいがありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか？	身体に障がい等があり、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず申込みの際に電話等で中核市市長会東京事務所に相談してください。
面接の日程を変更することはできますか？	面接の日程を変更することはできません。指定された日時に受験してください。

## 10 申込の宛先及び問い合わせ先

### 中核市市長会東京事務所

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-4-2

全国都市会館7階

電話 (03)6268-9317(直通)

※Eメールによる採用試験案内・試験申込書の郵送依頼や試験に関する問い合わせには応じられません。